

現場技術業務委託特記仕様書（案）

第1条 適用範囲

本業務は、契約書及び現場技術業務委託共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。

第2条 管理技術者・現場技術員の資格等

1. 管理技術者は、次のいずれかの資格等を有する者とする。

- ① 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者
- ② 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者
- ③ RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者
- ④ 大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年又は高校卒業後18年以上の実務経験を有する者

2. 現場技術員は、次のいずれかの資格等を有する者とする。

- ① 1級土木施工管理技士の資格を有する者
- ② 技術士（建設部門）の資格を有する者
- ③ RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有する者
- ④ 2級土木施工管理技士の資格を有する者（但し、3年以上の実務経験を有する者又は現場技術員の経験を有する者に限る。）
- ⑤ 技術士補（建設部門）の資格を有する者（但し、3年以上の実務経験を有する者又は現場技術員の経験を有する者に限る。）
- ⑥ 大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年又は高校卒業後11年以上の実務経験を有する者

3. 管理技術者は、受注者が常時雇用している者、又は他社から出向してきている者である場合には本業務の履行期間満了後3箇月以上在籍する者でなければならない。

4. 受注者は、現場技術員が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく派遣労働者である場合は当該労働者派遣契約書の写しを、他社から出向してきている者である場合は当該出向契約書の写しを、選任又は変更の通知と合わせて発注者に提出しなければならない。

5. 管理技術者及び現場技術員は、当該業務の対象となる工事の受注者と、資本又は人事面において関係がある者であってはならない。

第3条 本業務の対象

本業務の対象は、土木事務所管内において発注される次の工事の監督に関する現場技術業務とする。

工 事 名

第4条 委託業務場所

業務場所は（土木事務所内）とする。

第5条 履行期間及び内訳

履行期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとし、うち現場技術員が業務に従事する期間は ヶ月とする。

第6条 賃金水準の変動に基づく契約金額の変更

本業務は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項(賃金スライド条項)を適用する業務である。

(賃金スライド運用マニュアル公表場所)

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20010/itaku-chingin.html>

(賃金スライド関係様式公表場所)

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/dobokuitaku-chingin.html>

第7条 現場技術員の員数及び業務の範囲

1. 本業務に従事する現場技術員は、 名とする。

2. 業務の範囲

業務の範囲は、原則として次に示すとおりとする。なお、監督員との業務の分担は、別表に掲げる業務区分を標準とする。

- (1) 監督員と工事受注者との連絡調整に関する業務
- (2) 工事の契約図書で実施方法、規格等の基準が定められている出来形、品質及び工程の確認等、高度な判断を要しない工事監督に関する業務
- (3) 工事検査等に関する資料作成等に関する業務
- (4) 対外交渉に関する資料作成等に関する業務
- (5) 積算に関する調査及び資料作成等に関する業務
- (6) 災害時における簡易な設計等に関する業務

(別表)

現場技術業務特記仕様書（業務区分）

業 務 内 容	監 督 員	現場技術員
1. 設計照査		
① 設計図の照査	○	◎
② 材料表の照査	○	◎
③ 応力計算の照査	○	◎
2. 工事全体計画		
① 関係機関協議調整	◎	○
② 民間関係者（地主等）、地元住民折衝	◎	○
③ 全体工事施工工程の検討 （施工体制台帳、CORINS 確認）	○	◎
3. 書類の整理		
① 工事請負契約に関する書類	◎	○
② 工事施工状況に関する書類		
（1）施工計画書の検討	◎	◎
（2）現場工事日誌	○	◎
（3）工事確認記録表（監督員工事現場実態調査表）	○	◎
（4）材料検査結果一件	○	◎
（5）品質管理資料一件	○	◎
（6）中間検査資料一件	○	◎
（7）社内検査資料一件	○	◎
（8）材料支給簿	○	◎
（9）工事現場発生品一件	○	◎
（10）各種フォローアップ調査一件	○	◎
③ その他施工管理に必要な書類及び帳簿	○	◎
4. 工事の監理		
① 着工（事前）の打ち合わせ	○	◎
② 仮設物の設置状況	○	◎
③ 設計図書と工事現場の整合確認	○	◎
④ 施工の立ち会いまたは確認	○	◎
⑤ 材料検査	○	◎
⑥ 改造（改善）指示	◎	○
⑦ 破壊検査	◎	○
⑧ 貸与品及び支給材料の取扱い	○	◎
⑨ 工事の変更、中止等	◎	○
⑩ 臨機の措置	◎	◎
⑪ 施工図関係	○	◎
現場技術員 ◎ 監督員 ○ 現場技術員が主体性をもってすべて実施したものを監督員がチェックする事項		
現場技術員 ○ 監督員 ◎ 監督員が主として実施するが、この際現場技術員は監督員の指示により補助作業を行う事項		
現場技術員 ◎ 監督員 ◎ 双方とも、主体性をもって実施する事項		